

報告第 1 号

石垣市職員倫理条例の運用状況報告について

石垣市職員倫理条例（平成 20 年石垣市条例第 26 号）第 16 条の規定により、同条例運用状況を石垣市職員倫理審査会の意見を添えて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和 6 年 2 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和 6 年 2 月 6 日・・・P1

職員の窓口対応及び電話対応等について（通知）

(2) 令和 6 年 4 月 2 日・・・P2

職員の「身だしなみ」について（通知）

(3) 令和 6 年 4 月 26 日・・・P4

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(4) 令和 6 年 6 月 5 日・・・P5

令和 6 年沖縄県議会議員一般選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(5) 令和 6 年 8 月 15 日・・・P10

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(6) 令和 6 年 8 月 28 日・・・P14

本市職員の懲戒処分の公表について

(7) 令和 6 年 10 月 8 日・・・P15

第 50 回衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(8) 令和 6 年 12 月 11 日・・・P16

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 3 時 ・ 会議室 4

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第 13 条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

〔審査会〕 日時 令和 7 年 2 月 14 日（金） 午後 3 時
場所 石垣市役所 会議室 4

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、職員への周知が図られており、条例及び規則に沿って適切に運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが条例制定の趣旨である。そのためにも、条例、規則に基づいた報告等を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望する。

- ① 職員は、一人ひとりが市民から負託を受けた公務員であることを自覚し、公務内外を問わず、全体の奉仕者として高い倫理観を保持するとともに、それぞれが意識を高く持ち自己研鑽に励み、責任ある行動を取ることを。
- ② 職員は、公務を担う者として、服装及び身だしなみを整え、責任と誠意ある市民対応に務めること。
- ③ 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し、事故防止等、適正な管理を図ること、また、研修等をとおして職員個々の意識改革を図ること。
- ④ 職員の服務規律の確保等については、引き続き周知の工夫を図り徹底すること。

令和 7 年 2 月 14 日

石垣市職員倫理審査会

会長 大 田 守 宣

委員 川 平 孝 子

委員 森 永 用 朗